

調達説明書（仕様書）（見積合わせ用）

公 告 日
令和 7 年 5 月 9 日

次のとおり見積合わせを行いますので、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」という。）第 62 条の規定に準じて公告します。

本件見積合わせに参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ、参加してください。

1 案件名及び内容

案件名：三重県漁港漁場協会現地視察ほか
内 容 (仕 様): 仕様書に記載のとおり

2 履行期間

契約日 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日

3 競争見積参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争見積参加資格

- ア 当該競争見積に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 三重県内に本支店又は営業所等を有すること。

(2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 見積参加者及び落札候補者に求められる義務

見積合わせに参加を希望するものは、見積書の提出を行ってください。

落札候補者にあつては、見積合わせ実施後に(1)、(2)の書類を令和 7 年 5 月 1 9 日（月）12 時までに提出していただきます。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 見積方法及び落札者の決定方法について

- (1) P3「見積合わせに際しての注意事項」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、3(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。

6 見積において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第 3 条又は第 4 条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

8 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

9 その他

- (1) 当該見積りに質疑（見積手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の見積・契約に関する一切の事項）がある場合は、10(1)にある締切日時までに行うものとします。
- （※ 回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いいたします。）
- (2) 本件の事項その他に関し疑義がある場合は、見積事務担当所属に説明を求め、十分ご承知おきください。見積後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 本件の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な見積を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は、規則等に規定するところによります。

10 期間等の設定（時間は、24時間表示となっています。）

(1) 質疑等の提出締切日時

令和7年5月13日（火） 12時まで

《結果回答》

令和7年5月14日（水） 17時までに行います。

※ 提出締め切り日時までに見積事務担当所属に書面（FAX可）で質疑申請を行い、回答は「水産基盤整備課HP」で確認してください。なお、FAXでの質疑申請の場合は見積事務担当所属に着信の確認をお願いします。

※ 質疑申請提出の有無に関わらず、見積書提出前には必ず質疑申請の回答状況を確認してください。

(2) 見積書提出の締切日時

所定の書式（見積書）による書面で、持参により見積を行ってください。

見積合わせ日時 令和7年5月16日（金） 11時15分

見積合わせ場所 三重県庁1F 応接室A

内訳書の提出の可否

要・☒不要

(3) 開封の日時

見積書の提出後、直ちに行います。

(4) 契約書作成の可否

（ 要 ・ ☒否 ）

■ 見積事務担当所属

三重県漁港漁場協会 事務局

(農林水産部水産基盤整備課水産基盤管理班) 担当 後藤

電 話 059-224-2609 FAX 059-224-2608

■ 契約事務担当所属

三重県漁港漁場協会 事務局

(農林水産部水産基盤整備課水産基盤管理班) 担当 後藤

電 話 059-224-2609 FAX 059-224-2608

見積合わせに際しての注意事項

- 1 本項目の(1)から(3)は参加資格、(4)から(7)は落札資格となります。
 - (1) 競争見積に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (3) 見積参加地域の要件を設定した場合は、それに該当しているものであること。
 - (4) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
 - (5) 落札停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - (6) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - (7) 該当の案件を履行するにあたり、許認可等が必要な場合はそれを受けている者であること。
- 2 落札候補者は、落札資格の確認のため、契約事務担当所属が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。
 - (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可)
 - (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可)
 - (3) 1(7)を証明する書類の写し(必要とする場合に提出)
- 3 見積価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額)としてください。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)提出した見積書の手換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 4 契約事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求めることができます。
- 5 見積額同額による落札候補者が二人以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。
- 6 規則第71条の各号のいずれかに該当する者の提出した見積書は無効とします。

また、無効になる要件は、下記無効要件に該当する場合となります。

なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の見積書は無効と取り扱います。(無効要件)

次に該当する見積については、その者の見積を無効とします。また、再度見積には参加できないものとします。

 - (1) 見積に参加する資格のない者が見積したとき。
 - (2) 見積者又はその代理人が同一事項の見積に対し二以上の見積をしたとき。(例: 同じ事業者の本店、支店(営業所等)が同一案件に見積を行った場合)
 - (3) 見積者又はその代理人が他人の見積の代理をしたとき。
 - (4) 見積に際して談合等の不正があったとき。
 - (5) 見積者が定刻までに見積書を投函しないとき。
 - (6) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

- 7 契約締結権者は、受注者が暴排要綱第 3 条又は第 4 条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- 8 受注者は、契約の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- 9 契約締結権者は、受注者が 8 のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第 7 条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- 10 見積者が 1 者となった場合は見積を中止又は延期する場合があります。
- 11 契約締結権者は、規則第 80 条第 1 項各号又は第 2 項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 12 契約締結権者は、受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第 81 条に基づき、同条第 1 項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収します。
- 13 契約締結権者は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第 82 条に基づき、違約金を徴収します。
- 14 公告に記載がない事項については、規則の定めるところによります。
規則については下記の URL からご参照ください。
<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85924EFA&houcd=H418902100069&no=2&totalCount=27&fromJsp=SrMj>

「仕様書は別添のとおり」